

高等学校第1学年 家庭科 単元名「子どもの育つ環境」

1 本単元で人権教育を進めるにあたって

本単元は、現代の子どもや子育て家庭を取り巻く環境の問題について理解させ、子どもの育つ環境にはどのような課題があるかを考えさせる。また、課題解決のためには、「児童憲章」などの関係条約・法規等に示されている児童福祉の理念が重要であることを理解させることをねらいとしている。

この学習では、「児童の権利に関する条約」の条文を権利の内容によって分類させることで条文を理解させ、子どもの権利についての理解につなげる。また、我が国で急増している児童虐待を通して、親や社会の一員としての立場から子どもにとっての最善の利益について考えさせることで、関係条約や法規等に示された児童福祉の理念について理解させる。

このような人権にかかわる主要な条約・法規等と、日常生活で起きている人権侵害とを関連させる学習を通して、すべての人が一人の人間として尊重される存在であるということを理解させ、現在及び将来において人権問題を解決する上で具体的に役立つ知識を身に付けさせる学習としたい。

2 単元の目標

現代の子どもを取り巻く環境の変化や子育てにかかわる問題点に気づき、関係条約・法規等から児童福祉の理念について理解し、親や社会の一員としての立場で「子どもの権利と福祉」と地域社会とのかかわりについて考える。

3 人権教育を通じて育てたい資質・能力

○子どもは保護され養育される存在としての権利をもつとともに、一人の人間として尊重される存在でもあるということを理解する。(知識的側面)

4 指導のポイント

(1) 知的理解を図る上で大切にしたいポイント

- 「児童虐待」について考えることを通して、我が国における子どもへの人権侵害について理解させる。その際、児童虐待を生み出す社会的背景についても考えることができるようにする。
- 「現代社会」等と関連を図ることで、人権に関する国際的潮流や我が国の人権に関する法規等について、歴史的・系統的に理解することができるようにする。
- 学級担任等との連携により、被虐待経験のある生徒の把握に努めるとともに、生徒の生活背景についても十分に配慮する。
- 地域の保育所・幼稚園等訪問を通して、地域社会における子育て支援の現状について理解させ、子どもの育つ環境の課題等について考えることができるようにする。

(2) 人権が尊重される授業づくりの視点

① 自己存在感

子どもの権利や福祉について、互いに意見交換する過程で、大切な自分自身の存在に気付かせる。

② 共感的人間関係

グループワークの際、互いの意見を尊重し合うことで、グループ内の意見調整がうまくできるようにする。

③ 自己選択・決定

学校及び生徒の実態に応じた学習内容や活動の場を提供し、選択の幅を広げる。

※ 関係条約や法規等と日常生活とのかかわりを理解させるために、児童虐待に関する新聞記事を活用することもできる。その際、新聞記事は、学校の実態、課題に応じて数種類提示し、生徒の興味関心に応じて選択させる方法もある。

※ 本単元を3時間取り扱いとして、児童虐待の予防策や必要な社会的支援について考えさせる学習に発展させる方法もある。

※ 学校家庭クラブ活動の一環として、長期休業中に希望生徒による保育所・幼稚園等訪問に取り組むことも可能である。

5 学習の流れ

(1) 指導計画（2時間取り扱い）

学習活動	人権尊重の視点を踏まえた指導上の留意点等
1 現代の子育て環境 ○少子社会における子どもを取り巻く環境の変化や問題点に気づき、地域社会とのかかわりについて考える。	○前章で学習した家族の形態や家庭の機能の変化を思い出し、子育て環境の変化や問題点との関係に着目させる。 ○「くまもと家庭教育支援条例」等、関係条例制定等の新しい動きについても伝える。 資料5
2 子どもの権利と福祉 ○「児童の権利に関する条約」や「児童福祉法」、「児童憲章」等の条文から児童福祉の理念を理解し、子どもの権利と福祉について考える。（本時）	○「児童の権利に関する条約」の条文から、子どもにも市民的権利があることに気付かせる。 ○支援の方法を「親の立場」や「社会の一員としての立場」など、複数の立場で、子どもにとっての「最善の利益」について考えさせる。

(2) 人権尊重の意識と実践力を養う学習活動例 (2 / 2 時間目)

目標

◇子どもの権利と福祉について理解し、子どもにとっての最善の利益について考えることができる。

人権教育で育てたい資質・能力

◆子どもは保護され養育される存在としての権利があるとともに、一人の人間として尊重される存在でもあるということを理解する。

主な学習活動	○指導上の工夫・留意点 評価◇◆	備考
1 前時の復習 2 本時の学習内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 子どもの権利と福祉について考えよう。 </div>	○現代の子育て環境の課題について確認する。	
3 子どもの権利について考える。 (1) 世界の子どもを取り巻く問題点について知る。 (2) 「児童の権利に関する条約」の条文を理解する。 ・教科書等をもとに、条文を権利の内容によって分類する。(ワーク1) 【個人→グループ】 (3) 児童虐待の実態(種類や原因、虐待者の内訳など)や児童虐待防止法について知る。	○教科書等にある児童労働などの写真をもとに、世界の子どもを取り巻く問題に対する関心を高めさせ、「児童の権利に関する条約」につなげる。 ○子どもにも市民的権利があることに気付かせる。 ○本条約の特徴である「子どもは権利の主体」と「子どもの最善の利益」について補足説明をする。 ○「児童の権利に関する条約」が、日本の子どもたちにも深く関係していることに気付かせる。 ○児童虐待の実態について補足説明をし、その要因は、子育て環境の課題でもあるということに気付かせ、児童虐待が親の個人的な問題ばかりでなく、社会全体の問題でもあるということを押さえる。 ※児童虐待に関する新聞記事等を活用することで、それをより身近な問題として捉えさせることができる。	ワークシート 資料1

<p>4 子どもの福祉について考える。</p> <p>(1)「児童福祉法」や「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の条文等から、児童福祉の理念について考える。 (ワーク2)【個人】</p> <p>(2)「子どもの最善の利益」について、親や社会の一員としての立場で考える。 (ワーク3)【個人】</p>	<p>○「児童福祉法」の第1条や「児童の権利に関する条約」の第3条などに着目させ、これらを関連づけてまとめさせる。</p> <p>○子どものことを第一義に考えるという点を押さえる。</p> <p>○教科書等の子育て支援に関する資料をもとに、子どもにとって一番よいと思われる支援について、その内容等を具体的に記入させる。</p>	<p>資料1</p> <p>資料2</p> <p>資料3</p>
<p>5 4(2)について、グループ内で意見交換を行う。 (ワーク4) 【個人→グループ】</p> <p>6 本時の学習をまとめる。 (ワーク5)</p>	<p>○他の人の意見をよく聞き、よい点を認め合うことで、自分の考えを深められるようにする。</p> <p>◆子どもは保護される存在であるとともに、一人の人間として尊重される存在でもあるということを理解している。</p> <p>◇子どもの権利と福祉について理解し、子どもにとっての最善の利益について考えることができる。</p> <p>○子どもが健やかに育つためには、地域社会全体で豊かな子育ての環境づくりを行うことが必要であるということを押さえる。</p>	<p>資料4</p>

6 資料

ワークシート例

『子どもの権利と福祉について考えよう』

- 1 「児童の権利に関する条約」の条文を権利の内容によって分類しよう。

権利の名称	条文の見出し
生存権 (生きる権利)	
発達権 (育つ権利)	
虐待・放任・搾取からの保護 (保護される権利)	
意見表明権・参加権	

- 2 「児童福祉法」、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の条文等から児童福祉の理念をまとめよう。

--

3 子どもにとっての「最善の利益」について考えよう。

(1) あなたは子育てに悩む親だとします。子どもを虐待するかもしれないと思った時、あなたなら現存の子育て支援のうち、どの支援を活用すると思いますか。

また、もしあなたが他に必要だと思う子育て支援があればそれも書いてください。

親の立場（現存の支援）

親の立場（他に必要な支援）

(2) あなたは社会の一員（近隣住民）として、(1)のように子育てに悩んでいる親やその子どもに対して、どのような支援ができると思いますか。

社会の一員（近隣住民）の立場

4 友だちの意見でよいと思ったものを書こう。

5 授業の感想（今日の学習で気付いたことや深められたことなど）

資料1 《児童の権利に関する条約》（日本は1994年批准）

（第1条）子どもの定義

子どもの権利条約では18歳未満の人を「子ども」と定めています。

（第2条）差別の禁止

すべての子どもは、人種、皮膚の色、性別、出身、障害があるかないかによって差別されず、この条約に定められた権利を持ち、人間として尊重されます。

（第3条）子どもにとっての最善の利益

子どもにかかわりのあることを行うときは、子どもにとって最もよいことは何かを一番に考えなければなりません。

（第4条）国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

（第5条）保護者の指導の尊重

この条約にあるたくさんの権利を子どもが正しく使うために、保護者は、子どもに適切な援助や助言をしなければならず、その指導は尊重されます。

（第6条）生きる権利

- 1 条約を結んだ国は、すべての子どもが「生きる権利」を本来持っていることを認めなければなりません。
- 2 条約を結んだ国は、子どもたちが生きるために、そして子どもたちがしあわせに成長していくために、できる限りの手助けをしていかなければなりません。

（第12条）意見を表明する権利

- 1 子どもには考えたことや感じたことを、自由に表明する権利があり、子どもの年齢や成長に応じ、その意見は考慮されなければなりません。
- 2 子どもには意見を聴いてもらえる機会が与えられます。

（第13条）表現の自由

- 1 子どもには考えたことや感じたことを、言葉や文章・芸術など自分の選んだ方法で、自由に表現する権利があります。
- 2 ただし、他の人の権利を尊重し、信用を傷つけてはいけませんし、国の安全や公の秩序を乱してもいけません。

（第16条）私生活等に対する不法な干渉からの保護

すべての子どもは、自分の私生活や家族、住まい、通信に対して他人から勝手に干渉されません。また、名誉や名声を不法に傷つけられることがあってはなり

ません。

(第19条) 保護者による虐待からの保護

子どもは、保護者からのあらゆる種類の暴力、虐待や放置、安い賃金で働かせたりするなどの不当な扱いから守らなければなりません。

(第23条) 障がいのある子どもの権利

障がいのある子どもが自立や社会参加ができるように、教育、福祉、医療などのいろいろなサービスが受けられるようにする必要があります。

(第28条) 教育についての権利

子どもには、教育の機会が平等に与えられ、学ぶ権利が保障されます。すべての子どもが義務教育を受けられるようにし、不登校や中途退学がなくなるようにする必要があります。

(第29条) 教育の目的

教育は全ての子ども的人格、才能、精神的・身体的能力を最大限に伸ばすことを目指すものです。

(30条) 少数民族・先住民の子どもの権利

少数民族・先住民の子どもたちは、自分たちの言語、文化、宗教を大切に守っていく権利があります。

(第31条) 休息、余暇及び文化的生活に関する権利

子どもは休息や余暇を持ち、年齢にふさわしい遊びを楽しみ、レクリエーションや文化、芸術活動に参加する権利があります。

(第32条) 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもを無理やり働かせたり、有害な仕事をさせたりしてはなりません。

(第33条) 麻薬の不正使用等からの保護

子どもに麻薬や覚醒剤を使ったり、子どもに作らせたり、売らせたりしてはいけません。

(第34条) 性的搾取、虐待からの保護

子どもは性的虐待から保護されなければなりません。

出典：『知っていますか？ 子どもの権利条約 Convention on the Rights of the Child（児童の権利に関する条約）』 中学生・高校生と保護者の皆様へ 熊本県」より一部抜粋

http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/1044734_1082899_misc.pdf

熊本県子ども家庭福祉課のHPよりダウンロード可能

資料2「児童福祉法（一部抜粋）」・資料3「児童憲章（前文）」

（参照） 「家庭基礎 自立・共生・創造」東京書籍P51

「未来を拓く 高校家庭基礎」大修館書店P170

「家庭基礎 明日の生活を築く」開隆堂P47

「家庭基礎21」実教出版P162

資料3「児童憲章（前文）」のみ掲載

（参照） 「家庭基礎 とともに生きる 明日をつくる」教育図書P51

資料4 児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）

（管轄の児童相談所につながります）

資料5 「くまもと家庭教育支援条例」

<http://kyouiku.higo.ed.jp/page3558/page4345/>

熊本県教育委員会のHPよりダウンロード可能